



2026年5月22日

各 位

会社名 東急建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 寺田 光宏
(コード番号 1720 東証プライム)
問合せ先 経営企画部長 濱 田 尚
(TEL 03-5466-5008)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年6月24日開催予定の第23回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2026年2月6日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、「長期経営計画 “To zero, from zero.”」においてコーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題の一つと位置づけ、中長期的な企業価値向上のため、取締役会の実効性向上および監督機能の強化に取り組んでまいりました。今般、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスをより充実させるため、本年6月24日開催予定の当社第23回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除ならびに重要な業務執行の決定の委任にかかる規定の新設等の変更を行うものであります。
- (2) 株主総会の運営を柔軟に行うため、株主総会の招集権者および議長を、取締役社長からあらかじめ取締役会で定めた取締役へと変更することとし、現行定款第15条を変更するものであります。
- (3) 最適な経営体制を機動的に実現するため、社長を代表取締役に加え、執行役員からも選定できるよう変更案第23条第2項を新設するものであります。
- (4) 執行役員の選任方法およびその役割を明確にするため、変更案第30条を新設するものであります。
- (5) その他、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	2026年6月24日 (水)
定款変更の効力発生日 (予定)	2026年6月24日 (水)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第3条 (機 関)	第3条 (機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほ か、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	第4条 当社は、株主総会および取締役のほ か、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
第12条	第12条
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条 (条文省略)	第13条 (現行どおり)
第14条 (招集権者および議長)	第14条 (招集権者および議長)
第15条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集 し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u> に事故あるときは、取締役会に おいてあらかじめ定めた順序に従い、他の 取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第15条 株主総会は、 <u>取締役会</u> においてあらか じめ定めた <u>取締役</u> がこれを招集し、議長 となる。 2. <u>前項の取締役</u> に事故あるときは、取締役 会においてあらかじめ定めた順序に従 い、他の取締役が株主総会を招集し、議 長となる。

<p>第 16 条 () (条文省略)</p> <p>第 19 条</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. () (条文省略)</p> <p>3.</p> <p>(任 期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 16 条 () (現行どおり)</p> <p>第 19 条</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 21 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. () (現行どおり)</p> <p>3.</p> <p>(任 期)</p> <p>第 22 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
--	--

<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。<u>ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 25 条 ↳ (条文省略)</p> <p>第 26 条 (報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、代表取締役または執行役員の内 1 名を社長とする。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役会長 1 名、その他の役付取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 25 条 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 26 条 ↳ (現行どおり)</p> <p>第 27 条 (報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって</u>定める。</p>
---	--

<p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 29 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)</p> <p>第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(執行役員)</p> <p>第 30 条 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、執行役員の中から社長執行役員およびその他の役付執行役員を定めることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
--	--

<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 36 条 <u>当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 5 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> 第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>第 37 条 () (条文省略) 第 38 条 (報酬等) 第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第 34 条 () (現行どおり) 第 35 条 (報酬等) 第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第 7 章 計 算</p> <p>第 40 条 () (条文省略) 第 43 条</p>	<p>第 7 章 計 算</p> <p>第 37 条 () (現行どおり) 第 40 条</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(附 則)</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 当社は、第 2 3 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>